

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和2年6月)

整骨院・接骨院の適正な受診にご協力ください

柔道整復師(整骨院、接骨院)で保険証を使うには一定の条件があります。医療費の適正な支出のため、かかり方を正しくご理解いただき、適正な受診にご協力をお願いいたします。

整骨院・接骨院を受診し、保険証が使えた場合の医療費の流れ



正しく受診するためのポイント

負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上に負った負傷は健康保険は使えません。

保険証が使えます

- ・急性のケガ【打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれ等)】
 - ・骨折(ひびも含める)、脱臼の応急処置
- ※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)



保険証が使えません

- ・単なる肩こり、筋肉疲労
- ・慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- ・病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・過去の交通事故等による後遺症
- ・症状の改善の見られない長期の治療
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- ・仕事や通勤途上におきた負傷

「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印しましょう

『療養費支給申請書』は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。記入する際は傷病名・日数・金額に間違いがないか、よく確認しましょう。

領収証をもらいましょう

領収証は必ずもらいましょう。医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。

あなたの医療費、 お安くなるかもしれません

少しの
コツで

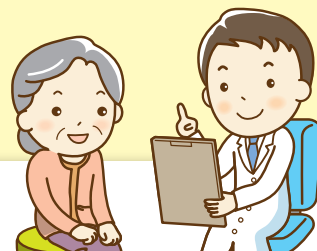
医療機関に支払う医療費も、ちょっとした心がけで節約することができます。節約といっても、「具合が悪いのに受診せずに我慢する」ということではありません。このコーナーでは、上手に医療機関を受診して医療費の無駄を減らすコツを連載でご紹介します！

①相談のしやすい「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」とは

日常的な診療や健康管理などを行ってくれる身近なお医者さんや医療機関のことをいいます。

「かかりつけ医」は、通いやすく、待ち時間が少ないという点から、ご自宅や職場の近所にある診療所や小規模の病院がおすすめです。生活習慣病など状態の安定した慢性病の人や、普段は健康な人が風邪などの軽症で受診するときは、まずは近所の「かかりつけ医」を受診するようにしましょう。



かかりつけ医のメリット

- ・初診時や再診時に「特別料金」を加算される心配がない
- ・必要に応じて、専門医や大病院に紹介状を書いてもらえる

節約のポイント: 大学病院などの大病院では、紹介状を持たずに受診すると、初診料に5,000円以上の特別料金を上乗せしてもよいことになっています。

- ・待ち時間が少なく、じっくり診察してもらえる
- ・同じ医療機関で継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣などを把握・理解したうえでの治療やアドバイスが受けられる
- ・医師と顔なじみになることで、質問や相談がしやすくなる など

新型コロナウイルスへの感染のおそれを軽減するため、 各種申請は極力郵送でのお手続きをお願いいたします



新型コロナウイルスへの感染のおそれを軽減する観点から、任意継続、限度額適用認定証、傷病手当金などの各種お手続きに関しては、極力郵送にてお手続きいただけますようお願いいたします。（各種申請書は協会けんぽホームページからダウンロード可能です。）

また、ご相談につきましても、お電話にてご相談いただけますようお願いいたします。

加入者・事業主の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただけますようお願いいたします。